

(健Ⅱ8F)

令和2年4月3日

都道府県医師会

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菡 敏

「感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び
就業制限の取扱いについて」の一部改正について

本年2月21日付け（健Ⅱ278F）をもってご連絡申し上げました感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて、今般、同取扱いの一部を改正し、4月2日より適用する旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の通知がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者（症状なし、かつPCR検査陽性）の退院基準に係るPCR検査の実施時期について、初回については「症状軽快（無症状病原体保有者の場合は陽性確認）から48時間後」を「24時間後」に、初回陰性確認後の2回目については、「12時間後」から「24時間後」に改めるものであり、詳細は厚生労働省通知をご参照ください。

なお、改正後の退院基準等については、軽症者等に対して宿泊・自宅療養を行った場合の解除基準にも用いることになっており、詳細は別途お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

健感発 0402 第 1 号
令和 2 年 4 月 2 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 2 月 18 日健感発 0218 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を別添のとおり一部改正しますので、十分御承知の上、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

本通知による改正後の取扱いについては、本日より適用することとします。なお、既に新型コロナウイルス感染症の患者又は無症状病原体保有者として入院している者について、本通知による改正前の退院の取扱いに基づき検体採取等を行っている場合については、従前のとおり取り扱うものとします。

また、医療提供体制（入院医療提供体制）の対策の移行が行われた際の宿泊療養又は自宅療養とする軽症者等に係る考え方等については、別紙「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 日付け事務連絡）を参照いただきますようお願いいたします。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)」(令和 2 年 2 月 18 日健感発 0218 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

新	旧
第 1 退院に関する基準 新型コロナウイルス感染症の患者について、法第 26 条において準用される法第 22 条の「症状が消失したこと」とは、37.5 度以上の発熱が 24 時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、<u>24</u> 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した <u>24</u> 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。 上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、<u>24</u> 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した <u>24</u> 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。 また、無症状病原体保有者については、陽性の確認から <u>24</u> 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した <u>24</u> 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。 上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、	第 1 退院に関する基準 新型コロナウイルス感染症の患者について、法第 26 条において準用される法第 22 条の「症状が消失したこと」とは、37.5 度以上の発熱が 24 時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、<u>48</u> 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した <u>12</u> 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。 上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、<u>48</u> 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した <u>12</u> 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。 また、無症状病原体保有者については、陽性の確認から <u>48</u> 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した <u>12</u> 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。 上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、

24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5 度以上の発熱が 24 時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする。

第 2 就業制限に関する基準
(略)

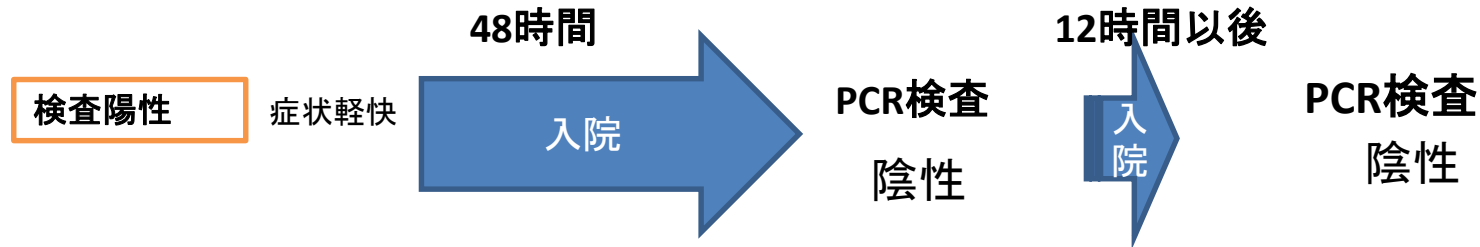
48 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 12 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5 度以上の発熱が 24 時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする。

第 2 就業制限に関する基準
(略)

退院基準の変更について

現状の患者及び無症状病原体保有者の退院基準



軽快後、48時間毎にPCR検査を実施。陰転化が確認されたら、前回検体採取後12時間以後に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

新たな退院基準



軽快後、24時間後にPCR検査を実施。陰転化が確認されたら、前回検体採取後24時間以後に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

(参考)WHO 軽症の新型コロナウイルス(COVID-19)患者の在宅ケアと接触者の管理暫定ガイダンス(2020年3月17日版)

感染が検査確定された軽症患者は、少なくとも24時間の間隔を置いて採取された2つのサンプルからPCR検査を2度行い、結果が両方陰性であることが確認されて初めて自宅隔離から解放すべきである。検査が不可能な場合には、WHOは、症状が解消した後、さらに2週間の隔離を継続することを推奨する。